

岩手県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成26年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社会福祉法人宮古市 社会福祉協議会	宮古市小山田二丁目 9番20号	宮古市社会福祉協 議会指定居宅介護 支援事業所	宮古市社会福祉協 議会宮古居宅介護 支援事業所	宮古市小山田二丁 目9番20号	平成17年11月1日